

川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国又は地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設（以下「民間児童館」という。）を運営する法人（以下「法人」という。）に対し、予算の範囲内で民間児童館運営費補助金及び施設整備借入金償還金補助金（以下第3条を除き「補助金」という。）を交付することにより、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる民間児童館、事業（以下「補助事業等」という。）、対象経費及び算出方法は、別表のとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間児童館運営費補助金 民間児童館を運営するために要する人件費、施設管理費、法人本部の運営に要する経費等のうち、民間児童館を運営するために要する経費として市長が必要と認め、交付する補助金をいう。
- (2) 施設整備借入金償還金補助金 施設整備に要した借入金の返済に充当することを指定して交付する補助金をいう。
- (3) 民間児童館運営費等補助金 民間児童館運営費補助金及び施設整備借入金償還金補助金をいう。

(交付の申請)

第4条 法人は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市民間児童館運営費等補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を川崎市民間児童館運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、決定通知書にその理由を付して申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことを決定したときは、その理由を付して川崎市民間児童館運営費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法人は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定があったことを知った日から起算して14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(補助事業等の変更等)

第8条 法人は、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長がその変更が軽微なものと認めた場合は、この限りではない。

2 法人は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその

内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 市長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 第5条の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 法人は、名称及び代表者氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(補助事業等の遂行)

第9条 法人は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める時は、法人に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第5条第1項による交付決定後、法人からの適法な請求に基づき、概算払いにより交付するものとする。

(実績報告等)

第12条 法人は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、川崎市民間児童館運営費等補助金精算書(第4号様式)及び川崎市民間児童館運営費等補助金実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する川崎市民間児童館運営費等補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る報告書
- (2) 補助事業等に係る収支報告書又はこれに代わる書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を

受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第 12 条の規定により、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第 16 条 法人は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにし、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告等)

第 17 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、法人に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

民間児童館名	補助事業等名	対象経費	算出方法
すかいきっず （多摩区内複 合福祉施設児 童館）	民間児童館運 営費	<p>1 施設を運営するために要する人件費、施設管理費、及び法人本部の運営に要する経費等のうち施設を運営するために要する経費と市長が認めた経費</p>	<p>当該年度予算額の根拠となった所要額(実支出額がこれに満たない場合は実支出額)</p>
		<p>2 施設整備借入金返済分</p> <p>(1) 元金分 独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の当該年度約定元金返済額とする。</p> <p>(2) 利息分 独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の当該年度約定利息返済額とする。</p>	<p>市が別に計算した額により、施設整備に要した借入金の返済に充当することを指定制で交付する額</p>

第 1 号様式

年度川崎市民間児童館運営費等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名

川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

1 申請額

金 _____ 円

2 申請額の算出方法

(別紙)「交付申請額算出内訳表」のとおり

(別紙)

交付申請額算出内訳表

1 民間児童館運営費補助金

金 _____ 円

算出内訳

2 施設整備借入金償還補助金 (別添償還年次表参照)

金 _____ 円

算出内訳

借入先	償還額
独立行政法人福祉医療機構	

第 2 号様式

川崎市指令 第 号

住 所
法人（団体）名
代 表 者 名

川崎市民間児童館運営費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市民間児童館
運営費等補助金については、川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱第 5
条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付しま
す。

年 月 日

川 崎 市 長

補助金交付条件

第 3 号様式

川崎市指令 第 号

住 所
法人（団体）名
代 表 者 名

川崎市民間児童館運営費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、年度川崎市民間児童館運営費等補助金については、次のとおり不交付と決定しましたので、川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、通知します。

（交付しない理由）

年 月 日

川 崎 市 長

第 4 号様式

年度川崎市民間児童館運営費等補助金精算書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり精算します。

1 精算額

金 _____ 円

※戻入となる場合は、金額の頭に△をつけてください。

2 添付書類

(1) 精算額算出内訳書

第 5 号様式

年度川崎市民間児童館運営費等補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間児童館運営費等補助金に係る補助事業について、川崎市民間児童館運営費等補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績